

軽自動車税の賦課期日は4月1日です

軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお済ですか？

転入・転出届けの手続きは忘れずに

3月末と4月初めの土曜日・日曜日は開庁します

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
平成22年度中に軽自動車を廃棄・譲渡した人は、廃車・名義変更の手続きが必要です。廃車・名義変更等がまだお済みでない人は、早めに手続きをしてください。

手続きに必要な書類等については、車種ごとに異なります。詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下バイク）
小型特殊自動車

▼市役所税務課 ☎ (23)92220

3月末までに手続きをしない場合は、平成23年度も引き続き軽自動車税が課税されますので、注意ください。

軽自動車、二輪自動車（125cc超～250cc以下のバイク）

▼佐賀県軽自動車協会
☎ 0952(30)8442

二輪小型自動車（250cc超のバイク）

▼佐賀運輸支局
☎ 050(5540)2082

担当:渕

電話予約による時間外交付もご利用ください

平日の開庁時間に窓口に行けない人のために、時間外交付を行っています。事前に予約を行えば、1階の当直室で受け取ることができます。住民票・印鑑証明などの交付ができますのでご利用ください。申請・交付は同一世帯の人に限ります。

●交付できるもの

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、課税証明書、資産証明書、固定資産評価証明

●予約受付時間

平日 8時30分～16時

●交付時間

平日 17時30分～21時

土・日・祝日 8時30分～21時



担当:諸石

住民異動の多い時期、市民課窓口の土日開庁を行います。転入・転出届や転居届は忘れずに手続きをお願いします。

●異動届に必要なもの
・印鑑（認印可）
・運転免許証、保険証等の本人確認ができるもの
※パスポート、住基カードの申請・交付はお受けできませんので、ご了承ください。

●開庁日
3月26日（土）・27日（日）
4月2日（土）・3日（日）

●開庁時間 8時30分～12時30分
●開庁場所 武雄市役所くらし部市民課
※本庁のみです。

問 くらし部市民課
☎ (23)9225

担当:渕

軽自動車税 よくある質問にお答えします

Q. 質問

バイクを友人に昨年の夏に売りました。しかし、私の名前で税金の納付書が送られてきました。

A. お答えします

軽自動車税は、4月1日の所有者に課税されます。バイクの名義変更がされていないためです。名義変更の手続きを行う必要があります。



問 政策部税務課
☎ (23)9220

担当:渕